

平成24年第17回教育委員会定例会

開会年月日 平成24年9月10日(月)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外 松 和 子
同 委 員 内 藤 幸 子
同 委 員 天 沼 英 雄
同 委 員 安 藤 睦 美
同 教育長 河 口 浩

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

2 協議

- (1) いじめの問題への取組について

3 報告

(1) 教育長報告

平成24年第三回練馬区議会定例会提出議案について
平成23年度歳入歳出決算について
債権放棄の報告について
練馬区立少年自然の家の臨時休館について
幼稚園跡施設の活用に関する基本方針(案)について
平成25年度入学中学校選択制度の実施について
豊玉第二中学校校舎等改築の実施設計概要について
平成24年度イプスウィッチ市青少年練馬区訪問団の受入について
練馬区次世代育成支援行動計画(後期計画)実施状況(平成23年度)について
「北町児童館・北町第二保育園」、「下石神井第三保育園」および「氷川台第二保育園」大規模改修工事の実施について
練馬区立保育園運営業務委託候補事業者の決定について

平成24年度「練馬子ども会議」の開催結果について
その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 12時00分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	阿 形 繁 穂
こども家庭部長	郡 榮 作
教育振興部教育総務課長	岩 田 高 幸
同 教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	古 橋 千重子
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ
こども家庭部参事 子育て支援課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部 保育課長	内 木 宏
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
同 青少年課長	浅 井 葉 子

傍聴者 3名

委員長

ただいまより、平成24年第17回教育委員会定例会を開会する。
本日は、傍聴の方が2名お見えになっている。
では、案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、陳情4件、協議1件、教育長報告13件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

委員長

初めに、陳情案件である。

平成19年陳情第4号「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。この陳情については、先日、外環道にかかわる新聞報道等があった。事務局から、報告事項などはあるか。

教育総務課長

9月6日の新聞報道に、9月5日に東名ジャンクションの予定地で、この外かく環状道路の着工式が行われたといった新聞記事があった。これについては、関越から東名にかけての外かく環状道路の着工式ということで行われたところである。世田谷のほうについては、一定程度の用地買収が進んでいるということで、現在、国のほうで準備工事を始めていて、地下のトンネルを掘るための準備工事を始めていて、今後、本格的な工事を始めるというめどが立ったということで、今回、着工式を開式したと聞いている。ただ、この世田谷のほうについては着工式を行ったところだが、練馬近辺等々については、まだ用地買収が進んでいないという状況、それから、国からも特に工事の予定といったものもまだ情報が来ていないということで、この陳情にかかわる状況というのは、今のところ、大きな変化はないといった状況である。

私からは以上である。

委員長

ただいま課長から説明があった、練馬区においては今のお話のように、大きな状況の変化はないとのことだ。また、陳情の(2)番以降の継続審議中の陳情3件だが、これも事務局より、新たに報告される事項、また、大きな状況の変化がないと聞いている。

したがって、本日はすべて継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、「継続」とする。

(2) 協議

(1) いじめの問題への取組について

委員長

次に、協議案件である。(1)いじめの問題への取組について。この協議案件は、本日、新たに提出するものである。いじめの問題に関しては、これまで練馬区においても、さまざまな取り組みがなされてきている。しかし、昨今のいじめをめぐる新聞、テレビ等の報道においては、教育委員会の姿勢が問われている。国や都においては、いじめの緊急調査や新たな取り組みが進められようとしている。そういった中で、練馬区教育委員会においても、いじめの問題は重点的に取り組まなければならない大きな課題であると

考えている。ついては、練馬区教育委員会として改めて区の現状を把握し、その現状に応じたいじめの問題に対する解決の方向性や総合的な対策を検討していくために、この協議案件を提出した。この協議案件については、今後集中的に審議し、各委員のご意見を伺いながら、教育委員会としての総合的な対策のあり方をまとめていきたいと考えている。

では、本日、事務局より資料が提出されているので、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとうございます。ただいまの報告を受けて、各委員のご意見、ご質問をお聞きしたいと思う。また、資料請求などもあったら、これもお願いします。

教育長

今、委員長のほうから、今回から、いじめの問題について協議をするという大変重たいテーマをいただいたと思っている。これまでも事務局としても、今、指導課長から話を申し上げたように、さまざまな取り組みはしてきたつもりである。しかしながら、現実問題、調査をすると、疑いも含めると800件近いそういうような実態としてあらわれてくるわけであり、この問題は決して見過ごすことのできない大きな教育課題であると思っている。そういう意味では、教育委員会の中で各委員さんのご意見をいただきながら、ある意味では思い切った方策、方針を練馬区としても、教育委員会としてもとっていかないといけないかなと思っているので、どのぐらいの協議期間になるかわからないが、できるだけ早い段階で方向を出して、具体的に各学校ともまた協議をしながら、実効性のあるいじめ対策、その方策をぜひ打ち出していきたいと思っているので、私も意見を言わせていただくが、ぜひこの委員会の中で、委員長のもと、いろいろな意見を出していただければありがたい、そんなふうになっているのでよろしくをお願いします。

内藤委員

最初に質問からだが、アンケートの内容の項目である。それは、東京都の通知に事例が出ていたかと思うが、練馬区としてはどのようなアンケート内容になっていたのかをぜひ知りたいと思っているので、次回、そういったような資料が出てくるとありがたいが、今ここで口頭でもちょっと教えていただけたらと思う。

教育指導課長

東京都のほうで事例が出ていて、それを各学校にという、各学校の判断でということだったが、本区としては今後、継続して同じアンケートでやっていきたいということだったので、東京都の事例を参考にしながら、共通の質問用紙でやっていただいた。本区としては、1番として、次のことで心配していることや、悩んでいることがあったらということ丸をつけてもらうという形で、悪口を言われたり、からかわれたり、蹴ら

れたりしているとか、プロレスごっこなんか無理やりやらされて嫌な思いをしているとか、無視や仲間外れにされて嫌な思いをしているとか、そういった5つぐらいの例を挙げている。

それから、もう一つ、今回は、今の質問は当事者、要するに本人に聞いているわけだが、2番として、あなたはいじめられている人を知っているかという設問を設けて、これも、「はい」、「いいえ」に丸をしてもらった上で、「はい」と答えた場合には、いつから、誰が、どのようにといったことも聞くような形でしている。これについては次回、資料として出すことができる。

内藤委員

あわせて学校からの報告のスタイルはどういうふうになっているのかというのも教えていただけたらと思う。先ほどの説明の中で、この紙面にはないことを大変詳しく教えていただいたので、しっかりと対応しているんだなということ、例えばコピーをちゃんと教育委員会のほうで集約しているということなんかは、ちょっと安心した部分があったが、ぜひ学校から上げたのがどういう形になっているのかという用紙をぜひ見たいなと思う。

続けて質問だが、1番の(2)のところで、調査で明らかにしたことは、学校がいじめと認知した件数、それから、学校がいじめの疑いがあると思われると判断した件数とその対応状況とあるが、先ほどの説明の中では、多分やっていらっしゃるんだなとわかったが、学校がいじめと認知した件数について対応状況がどうなっているのかということがとても私は大事なところだと思うので、その辺のところがこの文面の中には見えなかったもので、そこら辺もう少しはつきり出てくるといいかなと。文字として出てくるとわかりやすいかなということも思った。そのことについて追跡調査もされるということだったが、当然アンケートの答え方というか、学校が答える形が当然そのときにはまた違う形で答えてくるような形になるのかなと感じた。

以上である。

教育指導課長

今のご意見だが、学校から上がってくるものというのは、実は1番の(3)のような形で上がってくるが、先ほど私が少し、例えば言葉のものが多かったとか、そういうお話をしたのは、今まさに(1)の今回の調査でいじめと認知した件数については、2番の(2)の後段に、「学校がいじめと認知した案件については、学校だけでなく教育委員会も情報を共有し、必要に応じて解決に向けた支援を行う。」というところで、子供の個票を上げてもらっている。個票そのものが上がってきているので、今のようなことがわかっているということで、2つ目のお話の中で認知した件数が一番、どう対応するかが大切というのはここに書いてある。この部分について現在、対応した結果、状況として解消されているのか、対応してるところなのかというのを9月いっぱい調査をかけているところである。

内藤委員

今の段階では、いじめと認知した件数についてどう対応していくかということは、把握はしてないということか、数として。

教育指導課長

いじめと認知した件数ではここだが、現在、これについてどういう対応状況なのかというのは、今、調査をかけているところなので、数値としてはまだ出ていない。

内藤委員

ちょっとしつこいようだが、のほうのいじめの疑いがあると思われる件数の内容についてはア、イ、ウ、エとなっているが、そういったようなことについては、今の段階ではまだ集約していないということか。

教育指導課長

(1)については、もういじめと認知しているので、のア、イ、ウ、エのようなことはやっていない。これについては当然対応しなければいけない話なので、今現在、対応しているので、逆にどういう対応というよりも、対応した結果、解消されているのかどうかというのを把握していかなければいけないので、調査としては、ア、イ、ウ、エのようなことは(1)についてはやっていない。

安藤委員

今のに関連してになるかと思うが、4番ののア、イ、ウ、エの中に、警察に相談中等というのがあるが、これは相談しているが、まだ疑いというのは、プライバシーのこととかもあるかもしれないのであれだが、できる範囲で、どういう状況でこういう相談をしているか。

教育指導課長

この警察というのは実は1件あって、これはいじめというよりも、ブログのことで相談をしていることで、いじめかどうかはわからない。ただ、ブログにそういった書き込み、特に中傷しているわけではないが、ブログに子供に関することが書いてあったので、相談をしているというのが1件あるということだ。

安藤委員

ありがとう。

天沼委員

これは子供に対するアンケートで出てきたことで、考察、4ののア、イ、ウというなどは、これは子供の回答からこういったことが把握できたのかどうか、保護者の状況等について連絡しているということが子供の回答の中から読み取れたのかどうかということを知りたいということと、実際、具体的にこれまでいじめが発生した、例えば2つ目の認知した場合、学校はどういうふうに取り組んできたのかということと、教育委員

会の今、これからの取り組み方としては、連携をする、先ほど2の(2)のところで、共有して、ともに解決に向かった支援を行うということだが、これまで教育委員会と学校との間での取り組み方はどういうふうにやってこられたのか。それをこれからどういうふうに改善していくかということになると思うが、そのことだ。

それから、もう1点。3つ目だが、これは子供だが、おそらくご家庭のほうからの訴えとか、あるいは学校に常駐していらっしゃる、常駐ではないか、保健室の先生、養護の先生か、そちらのほうに当然行かれることが多いかなと思うが、そういう方、あるいはスクールカウンセラーや心の相談員といった学校に、子供の安全・安心、いろいろなことにかかわってくださる方々のほうからのいじめに対してのご意見とか、認知したものとかが、そういうものは、今回は上がってきてはいないのか。そういったことを教えていただきたい。

教育指導課長

ちょっとたくさんあったので、漏れたら、またお願いしたい。まず、1点目の4番ののア、イ、ウ、エの状況というのは、子供のアンケートから出てきたことではなくて、子供がアンケートに書いた、子供の名前はわかるから、その子が書いてきた。そのことについて、学校がこの子の書いていることについては特段、今、対応していない。あるいは保護者に連絡していると学校が判断しているということがまず1つ目のお答えである。

それから、いじめに今回の対応で特に認知している件数に関しては共有をするということを行っているわけだが、もちろん今までも、例えば1番の(2)で教育委員会に既に報告している件数というのがある。こういう形で学校と教育委員会で共有をしてやっている部分というのはあるが、今回初めてやったのは、こういうアンケート調査をやった子供の個票そのものの写しを教育委員会に上げてもらってというのは今回初めてやっている。今までも共有はしているが、子供の個票そのものを上げて、それを教育委員会と学校で継続的に追っていくというようなことは今回初めてやっている、こういうことである。

それから、家庭からの訴えであるとか、相談員からの情報提供であるとか、そういったものももちろん多数あるが、今回の調査の中ではその数を調査はしていないということである。

学校がいじめに関して認知した場合、これまでどうしていたかということだが、まず一番最初にやることは、いじめであるかどうかという事実確認が一番大事である。その事実確認を、これもケース・バイ・ケースで、非常にデリケートな部分があるので、やり方としては、そのケースによって違うが、本人から話を聞くということもある。ただ、先ほど申し上げたように、本人は聞いてもほんとうのことを言わない可能性が高い。そういった場合には、本人ではなくて、学級の周りの子供たちにそういう話を聞く。あるいは家庭での状況を聞く。それから、養護教員や、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員等のところにそういう相談が来ていないかどうかを聞く。それから、担任ではなくて、専科の先生だ。担任以外の先生も指導に入っているので、その担任以外の先生から、そういうことに気づいたことはないか。そういうふう子供にかかわる周りの方

から情報をとって、事実確認をし、その事実が出てきた段階で、周りのいじめる加害者と言われる子供たち、あるいはその保護者、それから、いじめられている子本人、あるいはその保護者に対して説明をし、対応していくというのが一定のまず基本的な流れかなと思っている。

以上である。

天沼委員

もう1点。2の とかわりがあるが、これまでもいじめのポスターをつくるなど、いろいろいじめに対しての啓発活動を続けていて、いろいろ効果が上がってきていると思うが、そういう中で、例えばこういうケースがあったが、いじめが発覚して、それが無事解消に向かったというような事例があったら、それも、今日でなくてもいいが、これまでの取り組みの中で非常に効果があった、そういうものも教えていただければありがたいと思う。

委員長

練馬区は今の天沼委員のお話のように、こういうことは取り組んできているので、そういう成果等があったら、また、その事例のほうもよろしく願います。

安藤委員

大変もう既にいろいろなことをしていただいて、現に対応されているんだなということがわかった。また、電話相談の問い合わせ先等が年度当初にも配られていたりとか、また、今回は夏休み明けにも改めて配っていただく等のことがあって、あと、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等、いろいろな方々が相談者としているということの子供に周知するのはほんとうに大事だし、子供たちが安心感を得ることは大切だと思う。

今まで私がいろいろなカウンセラーの方たちの話を伺った中で、私なりの解釈ではあるが、小さい子供の心とか、未熟なこともあって自分でコントロールできない。いじめられる側からの聞き取りというのももちろん大事だと思うが、いじめている側も悩んでいる可能性があるということを時々、感じる。本人はいじめているつもりはなくても、いじめているというのは、どうしようもない、いら立ちだったりとか、ストレスみたいなものがそういう形で出てしまっているというようなことが多く、よく聞かれて、いじめている側も悩んでいることがあるのかなと思うので、そういう子供たちへも、ちょっと語弊があるかもしれないが、手を差し伸べるといって、救ってあげられるようにできたらいいのではないかなと常々思っている。

それから、もし事例や、また、そういうことで悩んでいるというような相談や、また、アンケートの結果ということはあるだろうか。また、電話相談やカウンセラーの方々に相談しようという対象者に、いじめてしまっている子、どうしようもない子というの周知はされているか。

教育指導課長

今のお話は、いじめる側のということだが、実際にそういう電話相談等ではいじめている側の子が相談しているケースがあるのかどうか、ちょっと私にはわからないが、学校現場に関して、いじめている子が、自分がどうしてもというのは、あまりケースとしてはないのかなとは思う。ただ、子供だから、自分では気がつかないうちに、あるいはそういう状態はある。そのときにまず第一にやらなくてはいけないのは、いじめられている側のことを第一に考えてフォローしていかなければならないので、いじめられている側にとって、速やかにいじめという状況を解消することを第一に置きつつ、その後、当然いじめる側でも、今、委員がおっしゃったような状況がある。例えば家庭の中の状態であるとか、さまざまな要因がある。そういう部分についてどうするかというのはその次の段階で考えるということにはなっている。当然いじめられている側を第一に置きながら、いじめる側の問題も考えていくのが教育なので、それはこれまでもやってきている。

総合教育センター所長

私どものほうでは教育相談ということで、教育相談室を3室、設けている。相談ということであるので、私どもの業務の形態としては、受け身というか、相談に来られた方に対する対応と、そういうような状況ということが前提ではあるが、今、お話にあったいじめている側というか、そちらの側のほうのサポートというのだろうか、今、教育指導課長からあったように、ご家庭の問題だとか、いろいろな問題が複雑に絡んでいる中で、私どもで教育相談を受けている、そういう中から、実はいじめの側に一つ、かかわっているような状況がある。このような形で事例として把握している件はある。その場合には、私ども、家庭には入り込めはしないが、教育相談という中から、いじめ解消等に向かってお話ができるような、こんな体制を整えるところである。

以上である。

委員長

よろしく願います。

天沼委員

最初のところだが、学校がいじめと認知した件数とあるが、これは子供が書いたものを学校がいじめと認知したわけで、学校ごとに判断基準が統一されているのか。あるいはばらばらになっているのかどうか。内容だとか、いじめそのものの内容や、悪口だったら、悪口がある一定期間続いたとか、そういった期間の問題だとか、あるいはそれを本人が気がついているかどうか。ただ、周囲が見て、いじめているなど思ったか、あるいはそうでもない、単なる悪ふざけをしているだけだと思ったか、その辺のいじめの判断基準が曖昧だと全てがいじめになってしまうし、あるいは逆にいじめでなくなってしまうというように思う。どうなのか。

教育指導課長

いじめの判断基準ということで言うと、文科省のほうが出している。これは学校も知

っていて、要するに精神的、あるいは物理的にということもあるが、かつては継続してとか、一方的にとか、そういう言葉が入っていじめを定義していたが、今現在は継続的とか、一方的とかいう言葉が外れている。つまり、いじめられた側が精神的に苦痛と感じたものは全ていじめとカウントするというのが今の判断基準なので、各学校も、そういう一方的とか、継続的とか関係なく、いじめられている本人が苦痛と書いているものについては全ていじめと認知するというのが基本になっている。

天沼委員

ありがとう。

内藤委員

また1番に戻るが、1番の3番のそのうち教育委員会へ既に報告している件数というのは、全部報告されているわけではなかったわけで、どういう程度のものになると報告するというように今までは扱っていたのか。

教育指導課長

まず、いじめの対応は、基本は学校がやるが、非常にケースが難しく、さまざまな要因が絡んでいて、家庭等の問題も絡んでいて、対応に苦慮している。学校としてはやっているのだが、なかなかいい方向へ行かない。そういったケースは当然、教育委員会に報告が来る。さらに教育委員会と一緒にいい案を考えていく。まず、そういうケースが上がってくる。

それから、もう一つは、保護者の方と対応しているが、なかなか保護者の方との対応がうまくいかずに、保護者の方から教育委員会のほうへ情報が行くだろうというようなケース、これも当然、学校は早目に教育委員会にも情報を上げて、今こういうふうに対応しているがということで情報提供がある。こういったケースがほとんどである。

内藤委員

ありがとう。

委員長

さまざまご意見、ご質問等いただいている。先ほども委員から出た認知の定義等もいろいろと難しい問題があるかと思う。今回、ちょっと出たご意見等で少し整理したほうがいい部分も整理等していただいて、また今後、何回か協議を重ねてまいりたいと思う。

内藤委員

あと1つだけ、気がついたことを。「学校だより」を今、9月号を見させていただいているが、多くの学校でいじめのアンケート調査のことに関連して、校長先生のいじめの考え方とか、学校体制としてこのようにしているとか、さまざまな書き方であらわしていらっしやるのはとてもタイミング的にはいいことだと思う。いずれ、9月以降も追跡調査する中で、どこかで学校から、保護者に安心していただけるように、学校や教育委

員会がこんなようなことを対応しているというメッセージを送ることはいいことだと思った。

委員長

ただいまの内藤委員のご意見は、非常にタイムリーなご意見だと思う。その辺もどのように取り組んでいるのでということで、保護者の方に安心していただけるようにするのは非常に大切なことかと思う。私も、資料を見せていただいた感じだが、この裏面のところに、7月19日に教育長の名前で各学校に通知を出している。この裏面の「いじめにかかわる指導の徹底について」の通知内容というのは、未然防止と早期解決に向けた指導として非常に適切で重要なことであると私はこれを読ませていただいて思った。各学校で、先生方がこれをいかに認識して、そして、対応していくかがかなりの鍵かなと思っている。子供たちがほんとうに健やかで、よりよい学校生活を送ることができるよう、私どももまた協議を重ねていく中で、しっかりとこの問題は取り組んでまいりたいと思う。

天沼委員

今ちょうどお話しされた通知の文面だが、1番のところから6までしっかりして、このとおり進めていけば、ほんとうに練馬区からいじめがなくなる、解消するのではないかという非常によい方針というか、手がかりとなる指針が示されているかなと思った。ただ、最初のところ、私はちょっともう少し内容を知りたいと思っていることなのだが、大津市の中学校の2年生の男の子の自殺で、学校及び教育委員会の対応の不備が指摘されていると書かれているが、どのような不備があったのかということを整理して資料をつくっていただけると非常にありがたいと思う。

教育長

今の天沼委員のご発言だが、確かに新聞報道によって、かなり学校の対応、あるいは教育委員会の対応に対する厳しい指摘がされている。ただ、学校にしても、教育委員会にしても、自分たちが反省しなければならない点はいっぱいあったが、どこまでそれが不備なのかということについては、ある意味では明言していない部分もあるので、我々としても、もし今の質問に対する資料の要求に対して資料を出すとしたら、こういうふうに言われていると、いわゆる新聞報道の整理しかお出しできないと思う、基本的には、私どもが実際に当該の学校に連絡して、あるいは教育委員会に直接、話を聞いてということとはなかなか難しいと思うので、それだけのご了解をいただきたいと思っている。

今回、初めて委員長からこういうような協議案件を出していただいて、今、さまざま現状の中で各委員からいろいろのご意見をいただいた。私も、この問題については非常に心を痛めているわけであるが、ただ、これまで、とりあえず学校でこの問題についてはしっかりと対応するというのが基本であった。

しかしながら、いじめの認知も含めて、まず、いじめに気づくということが果たしてほんとうに学校現場で教員も含めてきちんとなされていたのかどうかということがまさに、さっき、天沼委員がおっしゃったように、指摘されてしまったわけだ、今回、学

校で。ほんとうにいじめということをしかりと気づいて、気づけてなかったのではないかと、そういうものが問われるわけで、これはこれまでの学校の中で学校長や教員がほんとうにいじめに対してしかりとした察知する力というか、そういう感覚というか、そういうものをしかりと持っていたかどうかということが問われたと私は思う。

もう一つ、教育委員会が極めて厳しく非難されたのは、そういうような学校での状態というものに対して具体的な指導がきちんとなされていなかったのではないかと。あるいは実際に起きたときに、本来であれば、教育委員会としてしかりとした学校への指導なり、助言なりというものがなされていくべきはずなものがなされていなかった。ただ、教育委員会の側も、これまでのいじめ対策に関して言えば、なかなか難しい面が多々あったんだなと。

というのは、私も経験上分かるが、いじめの問題というのは一くくりにはできない問題があまりにも多い。一つ一つ、正直言って違う。だから、いじめる側といじめられた側の問題も、必ずしもすぱっと分かれるわけではない部分もいっぱいあるし、あるいはそこに保護者がかかわってくると、保護者の方々の認識も全く違う。それぞれ違う。そういう中で、ほんとうの意味でいじめを解決するというのは、果たして学校と教育委員会だけで、あるいはそういう部分だけで解決できるのかどうかというのは非常に難しい、今、時代になっているのかと思っている。

そういう意味では、いじめの問題を考えると、場合によっては第三者の機関だとか、専門的な意見を常に受けて、そして、解決していく方向性のある程度導き出すというような仕組みも必要なのかなと、そこまで我々としては教育のプロ、専門家でありながら、この問題についてはやはり奥が深く、幅も広いものなので、そういうような思いというものもちょっと、私としては持っているところだ。

したがって、そういう方向も、ぜひまた次回以降、各委員のほうでご意見を出していただければありがたいと思っているのでよろしく願います。

委員長

私が日ごろ思っている、1つの具体的なことだが、学校電場では小学校と中学校では、子供たちも様子の変化に気づくチャンスが全く異なるのではないかとと思っている。小学校の場合だったら、担任の先生と子供たちは、学校にいる間のほぼ全ての時間をともに過ごすわけだから、非常に児童の変化に気づきやすい。また、集団としての変化にも大変気づいて、大きないじめに発展する以前に、こじれた人間関係や集団のいびつなあり方みたいなものを修正しながら指導し、そして授業をして、集団を高めていくことが非常に小学校の場合だと可能だが、中学校はご存じのとおり、教科ごとに先生方が違うし、部活は部活でまたあるから、そういう生徒の変化、それから生徒の人間関係がどういふふうになつてきているのか。そこに気づくのが非常に中学校の場合は難しいという、まず構造上のそういう問題点もあると思う。それに加えて思春期であるという子供たちの成長発達段階の複雑さというのもあるので、ほんとうに中学校でいじめを発見していくというのはなかなか大変なことだなと。今、教育長がおっしゃったように、それぞれ現場だけではなかなか困難で、そうやって第三者的な仕組みみたいなものを、ほんとうに中学生を救っていかうと思ったら、そういうこともやっていかなければならないのかと、

今、お話を伺っていて非常にそれを思った。

あと、皆様よろしいか。

では、いろいろご意見をいただいたが、今日の協議を踏まえて、また審議を深めてまいりたいと思う。したがって、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、「継続」とする。

(1) 教育長報告

平成24年第三回練馬区議会定例会提出議案について

平成23年度歳入歳出決算について

債権放棄の報告について

練馬区立少年自然の家の臨時休館について

幼稚園跡施設の活用に関する基本方針(案)について

平成25年度入学中学校選択制度の実施について

豊玉第二中学校校舎等改築の実施設計概要について

平成24年度イプスウィッチ市青少年練馬区訪問団の受入について

練馬区次世代育成支援行動計画(後期計画)実施状況(平成23年度)について

「北町児童館・北町第二保育園」、「下石神井第三保育園」および「氷川台第二保育園」大規模改修工事の実施について

練馬区立保育園運営業務委託候補事業者の決定について

平成24年度「練馬子ども会議」の開催結果について

その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

今日は、13件ほどある。よろしく願います。

委員長

では、報告の1番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。それでは、各委員、ご意見、ご質問をお伺いする。よろしいか。
では、よろしく願います。
では、報告の2番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育企画課長

資料に基づき説明

総合教育センター所長

資料に基づき説明

施設給食課長

資料に基づき説明

学務課長

資料に基づき説明

施設給食課長

資料に基づき説明

子育て支援課長

資料に基づき説明

光が丘図書館長

資料に基づき説明

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

保育課長

資料に基づき説明

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。いろいろな課から報告をいただいた。
それでは、各委員、ご意見、ご質問をお伺いする。

天沼委員

順番に行く。まず、こういった予算は税金から、区民税から出ているもので、都などから支給されたもので、無駄をなくすということが一番大切かと思う。

それと、まず、4ページの3の中の廃棄物処分料、それから、5ページのやはり3番の中の廃棄物処分料は、最初のほうは結構、中でも処分費がかかっているわけだが、ちょっと状況が違うが、昨日、NHKの東日本大震災の瓦れき処理の処分費ということの特集をしていて、こういった業者から出される資料がいろいろ事情もあって、チェックできずに、そのままのみにした結果、1週間で済むものが8日届けてきたり、1週間で済むものを2週間かかるような書類が出ていた。そのチェック体制がちゃんとできていなかったということがあったとか、あるいは瓦れきを処分する際にちゃんと仕分けして、タイヤはタイヤ、蛍光灯は蛍光灯として出した場合の処分費は非常に少なく済んだというような報告があった。

それから、あとは、家屋などを処分する際に、そういうものを処分する場合には、中の家具を出してから、人の手を使わずに重機を使って処分した場合が一番安く費用が済んだということで、処分の仕方でもかなり無駄を省けるということが今回の東日本大震災の瓦れき処理でわかってきたという特集をやっていて、事情は違うが、やはりそういう業者が出した書類をそのままのみにするのではなくて、そういったこともあるのかなと思った。それだけのことなんだが。

それから、7ページだが、7ページの耐震補強のことで、1番の下のほうに、校舎・体育館についての耐震補強工事を実施したということで、体育館と書いてある。体育館というのは天井と床が主な、あとは側面の外壁だが、そういったものと、あと電気系統だ。体育館の電気系統、そういった配線補強、天井や床や電気系統の配線補強はこの中に含まれているのかどうかということの後でお聞きしたいと思う。まとめてご質問させていただきたいと思う。

それから、10ページ、11ページにかけて、みどりのカーテンと校庭の芝生化で、これは非常によいことだが、学校がよく見ると北原小学校が2件に挙がってきて、その2校になった理由ということをちょっとお聞かせいただきたいと思う。順番からして、この学校になったのかと思うが。

ということと、それから、あと、16ページだが、16ページの下の方の12番のほうに、外遊びの場の提供事業では、不用費がゼロになっている。ほかは不用費がたくさん出ているのに、ここだけゼロになっているということは、非常に充足率が高いということだと思う。だから、不用額が少しこちらのほうに融通できれば、利用増大が図れるのではないかと思った。これはおそらくプレイパークなどの事業かなと思うわけだが、次回、もしそういうことができるのであれば、不用額の一部は12番のほうに融通をきかせれば、もっと子供たちの外遊びの機会がふえるのかと思った。

それから、20ページだが、いわゆる待機児童、放課後の居場所で、1番の表だが、計画Cと計画Dの差がちょっとある。ここを何とか、なぜこういう差が出てしまうのかと思って、こういう入会希望がありながら、受け入れできていないと読んだらいいのか。その辺の努力がもう少し必要かなというふうなことを思った。

今、以上、何点かお答えいただけるものがあればお願いします。

施設給食課長

幾つかご質問いただいたものの中に、まず最初、ページがちょっと前後するかと思うが、まず7ページ、耐震補強の関係である。体育館について、どういったところで耐震補強工事をやっているのかといったご質問をいただいたが、こちらに書いてあるものについては全て構造体、いわゆるI sにかかわる部分の補強ということである。先ほどご指摘いただいた、例えば天井であるとか、照明器具であるとか、そういったものは、いわゆる非構造部材とみなして、躯体そのものではないので、今現在、つい最近も新聞報道にあった非構造部材について耐震化を図るということで、文部科学省はこれから力を入れていくと書いてある部分が、まさしく構造そのものに関しては大分耐震が進んできたが、実際に避難をしてきたところで天井が落ちるとか、照明器具が落ちてくるとか、バスケットボールが何かあったら困るとか、そういうところでこれからやっていこうということなので、23年度までに練馬区のほうで実施をしてきた校舎及び体育館については、まずは構造体そのものということだったので、天井とか、照明器具とか、配線とかといったものはまた別のもの、そのものということでご理解いただければと思う。

それから、済まない。ちょっとページが飛ぶが、10ページのみどりのカーテンのほうでご質問いただいた件である。何ゆえ北原小学校なのかということだが、東京都のほうの補助金の関係で、校庭の芝生化とあわせて同時にみどりのカーテン、壁面緑化を実施すると、あわせて両方とも補助がもらえるといった仕組みがあった。これについては、今後はみどりのカーテン単独でもといった考え方も出てきているところだが、23年度については、少なくとも両方一遍にやると財政的には非常にいいということもあり、学校の希望、こちらからのお話というものももちろんあってのことではあるが、みどりのカーテンについてはかなり、延べ全部で44校になっているわけだが、その中で北原小学校は校庭の芝生化とあわせて壁面緑化についても実施をしていくということになったものである。

教育企画課長

最初にご質問というか、ご意見をいただいた廃棄物の処分料の件である。東日本大震災においてかなりな廃棄物が出ているというようなことからご指摘をいただいたものであるが、本件について、当然であるが、統合に伴い再利用が可能なもの、これは統合校に持っていくということは当然だが、統合校以外でも活用ができるものについては一定の活用を図った上で、最後、どうしてもこれは処分だというものについて、処分料を使って処分したものである。

内容については見積もりをとった中でのものである。その適正な見積もりというものについては、適正に行ったと考えているが、委員ご指摘もあるので、さらに、今後こういうことが発生した場合には十分に留意してまいりたいと考えている。

子育て支援課長

まず、16ページの外遊びの場の提供事業である。これは不用額ゼロということであ

る。これについては、委員ご指摘のとおり、いわゆるプレイパーク事業というのをやっている段階に一部経費を補助して、事業を実施していただいたということである。これを増やせば、さらに増えるのかということではないが、基本的に補助事業なので、これを増やしたら直接増えることではないということである。ただ、団体のほうは利用人数を増やすべくさまざまな努力をさせていただいているので、今後とも事業の充実を図ってまいりたいと考えている。

それから、20ページである。学童保育事業である。一番上のいわゆる入会率は96.6%ということで、100%ではない。23年4月1日現在のこれは待機児童数だが、いわゆる区立学童クラブでは、このうち117名が待機、民間学童が25名、トータル142名の待機があったところである。私どもとしても、待機児童の解消を図るべく、整備を進めたり、また、定員枠の拡充を推し進めているが、率直に言うと、需要の高いところと需要が少ないところのバランスが非常に多いということで、60名受け入れをしていても、まだ20名くらい待機があるところとか、40名定員なのに10名台のところがあると、これも非常にアンバランスがあるが、これについては、数を増やすというよりも、そういう柔軟な対応の中で、今後、何とか待機児童ゼロを目指して努力をしていくと考えているところである。

以上である。

委員長

わかった。ほかにはよろしいか。

安藤委員

3ページの児童青少年費だが、簡単で結構なので、児童青少年総務費、保育委託費、青少年費について説明していただければありがたいと思う。

子育て支援課長

まず、児童青少年総務費については、職員人件費を含めて、さまざま部として共通する事項について予算を計上させていただいている。

それから、あと、児童青少年総務費については、特に額が多いのは手当の関係だ。子ども手当、児童手当、こういうものが極端に、特に22、23は増えている。150億単位で実は予算が増えている。こんなことがあったので、これが多分大きな理由かと思う。

それから、保育委託費については、この字のとおり、保育の関係では委託の関係の経費を計上している。これについては、ここのところ、委託施設が増えてきているということで、この金額の増がある。それから、私立保育園の関係のここのところ、待機児童対策ということで、さまざまこういうところの誘致等を図っているから、こういう経費もここに一応計上するというので大きくなったところである。

青少年課長

青少年費である。青少年育成地区委員会にかかわる助成から、推進委員にかかわるこ

と、その中にはジュニアリーダー養成講習等の経費が含まれている。また、青少年費の中で成人のつどい、それから、これからご説明する子ども議会等である。

内藤委員

11ページの4番の事業実績のところ、豊玉南小学校の改修等工事費のところ、8,593万とあるが、これは校舎はできているかと思うが、これは何の、どこの工事費なんだろうか。

それが1点と、もう一つ、大変、今回、見させていただいた資料は細かい字で大変だったが、事業概要と目指す状態とか、経費の執行状況、それから、事業実績、事業の成果、そういったような流れで書いてあって、大変よく、しっかり読むとよくわかっていいなと感じた。

ここに取り上げられている事業が一番主立ったものを上げているのかとか、どういう関連でここに選ばれているのかをちょっと教えていただけたらと思う。

施設給食課長

豊玉南小学校だが、豊玉南小学校は、もう校舎はできたが、校舎ができた後でないと校庭の整備ができないということで、校庭の整備と校庭の緑化の工事をさせていただいたものである。

以上である。

教育総務課長

今回、こちらにお示しているのは、「主要事業成果報告書」といって、区全体の主要事業の成果を示した冊子からお示ししているものである。基本的には、総合計画事業で対象になっているもの、そういったものを主要事業として議会のほうにも報告する形になっているので、その内容をお示ししたものである。

委員長

ほかによろしいか。ありがとう。

皆さん方、よろしいか。

では、報告の3番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問はあるか。よろしいか。

ありがとう。

それでは、続いて報告の4番を願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。よろしいか。
では、続いて報告の5番をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。それでは、ご意見、ご質問を伺う。

天沼委員

2つの幼稚園が廃園の予定になっているが、この検討委員会では、両方あわせて同じ使用の仕方ということで進めていかれるのか。それとも、別々、それぞれ違う機能を検討していくと考えてよろしいか。

学務課長

具体的に今後は区全体として検討を進めていくわけだが、必ずしも幼稚園2園、同じ用途ということではなく、それぞれ今後必要な施設等を当てはめていって、もちろん法令とか、地元のご意見等も考慮しながらということになるが、必ずしも幼稚園2つ、同じ目的に使うというようなことに限定しては考えていない。

天沼委員

わかった。

内藤委員

この件に関しては、大変多くの方から存続を要望されていた問題であったかと思うが、3番の活用の基本的な考え方をよく読ませていただくと、大変よく検討されている内容だと思った。ぜひそういう方々が、廃園になったが、跡にこんないいものができたのでよかったと思えるようなものになると大変ありがたいと私としては考えている。

ちょっと質問だが、2ページの協働を推進する視点というところの協働というのは、区民、事業者等との協働というのは、例えば委託をするというようなことを指すのか、具体的にはどういうことなのかということをお教えいただきたいと思う。

それから、活用計画の策定というのが平成25年度になっているが、見通しとしてはどのような、通常は、こういうのはどのような手順でどれぐらいの年月でできるようになっていくのか、ちょっとその見通しをお教えいただけたらありがたいと思う。

学務課長

まず第1点目の協働を推進する視点ということだが、これは必ずしも何か跡施設の活用において、区が直接管理をするということだけではなく、区民、事業者等、要はNPOだとか、さまざまな区内事業者とか、そういった方たちが実際の運営を担うというようなことも視野に入れてということでの項目である。

あと、もう1点、今後の進め方だが、やはり区政全体の課題の中から必要なものを選び出し、しかも地域の皆様のご意見等も伺うということと言うと、25年度ぐらいまでは、実際そういう合意形成に時間が必要ではないかと考えている。

ただ、一方、26年3月31日に幼稚園が廃園となるわけだが、とりわけ地元の皆様からは、幼稚園がなくなった後、空き施設で使われていない状態についてはできるだけ最短でお願いしたいというご意見を伺っているの、具体的に幼稚園が廃園になった後、計画に基づいて必要な整備等ができるスケジュールということで、ここに示している今後の進め方ということで、これはあくまでも現時点での予定ではあるが、そのように進めていけたらと考えている。

以上である。

委員長

4番の今後の進め方にある活用方針の策定だが、この策定委員はどのような方々がかかわって策定をされていくのか。

学務課長

現在も既に、学校跡施設等活用検討専門部会というものが区内の管理職を構成員としてつくられている。こちらの専門部会で検討したものを区の中の行革本部会議等にご報告し、また、区民の皆様、議会の皆様等からもご意見をちょうだいした上で、最終的には、こちらの活用計画については区で決定をするという格好である。

委員長

ありがとう。

では、続いて報告の6番についてお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。ご意見、ご質問はあるか。天沼委員、どうぞ。

天沼委員

ささいなことだが、15番の光が丘第一中学校の入学者数が107となっているが、これは、その内訳はどのようになっているか。

学務課長

107名の入学者のうち、選択制度を利用して通学区域外から入られたお子様が49名いらっしゃる。そのほかに、光が丘第一中学校については、選択制による抽選の結果、落選をなさったお子様で、どうしても光が丘第一中学校に入学したい、また、この学校でなければいけないという個別の事情がある方から指定校変更制度、8条申請が出ていて、107名の残り49名の選択制による入学者を差し引くと、あと58名いらっしゃるが、この58名は、もともと光が丘第一中学校の学区域のお子様は48名しかいらっしゃらないので、その方に加え、指定校変更で各学区から入られたお子様ということである。当然、学区域のお子様48名も全て光が丘第一に入学したわけではなく、その中から他の中学校を希望した方もいらっしゃる。私立に進学された方もいらっしゃるの、細かい内訳は、現在ちょっと持っていないが、大体は以上のような形である。

天沼委員

わかった。ちょっと数が合わないのかなと思ったので、ありがとう。

内藤委員

選択制度の趣旨から言うと制限する学校が少ないほうがいいのかなとまず思っている。その中で、ここに9校挙げられている中で8校に関しては、それぞれ同じ受け入れ人数になっていたり、または24年度の実績から受け入れ可能数を増やしたり、減らしたりというような微調整も行われていると感じられたが、関中に関しては学齢簿に搭載されている数が299人とかなり多いが、平成24年度に279人と多かったが、実際に入学した子供の数は181人ということで、受け入れ可能数が10のままというのはちょっとどういうことかなと疑問を持った。もちろん学校によって事情が違うかと思うが、その辺のところはわかっているならば教えていただきたいと思う。

学務課長

関中学校については、もともと学齢者数が多い学校ではあるが、比較的区立中学校以外にも、私立を進学なさる方も多いということで、実際、今年度の入学者は181名だったが、この学校については、校舎が比較的余裕がないというか、学校そのものがあまり大きくないので、普通教室併用できる教室ということを考慮すると、学級増になってしまうとなかなか、教室不足が懸念されることで、昨年度に引き続き今年度も受け入れを10名とすることで、これ以上、学級増にならないような対応をとる必要があるということである。なかなか10名ということで少ない受け入れしかできないわけだが、23年度入学者については、関中をはじめ3校が受け入れができなかったというようなことがあるので、こういったところは今後、新たに選択制度のあり方ということで検討していく必要があるかと考えている。

内藤委員

もともとこの学校の学齢簿に搭載されている数のお子さんを受け入れるには、ちょっと不足している校舎であると考えているのか。

学務課長

学区を指定している以上、本来、学区のお子様全てが入学しても大丈夫な学校というところは、教育委員会としては当然だと思うが、そうは言っても、練馬区においてはおよそ4分の1のお様が区立以外の学校、国立、都立、私立に入学をしているという前提がある。この数字については各年度、多少変動するが、ここ最近で言うと、およそ二十二、三%台で推移しているということなので、現実には普通教室のほかに、現在、少人数指導のための教室だとか、さまざまな目的で教室を転用して学校として活用しているような状況もあるのでなかなか、学区のお子さんは全員、区立に入学するというのは本来だろうが、実態として区立に入学するお子様は4分の3程度ということがあるので、現実的な対応をとっている中で、教室が不足するおそれがある学校が出てくるということである。

以上である。

委員長

ありがとう。
報告の7番をお願いする。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。よろしいか。

内藤委員

設計の方針を読ませていただくと、現在の教育課題とか、環境問題とか、地域防災のあり方など諸課題に大変よく適切に対応して方針が出されていると思った。とんな校舎になるのか、ほんとうに楽しみだと思っている。

ちょっと質問があるが、普通の小学校、中学校、練馬の場合だが、直方体の形をしているのが大体今までだったと思うが、ここはかなり立方体に近い形の校舎が採光とか、それから、反響とか、各部屋の配置はどういうふうにするのかと思いながら見させていだいた。大変、普通教室は東南に向いていて、しかも中庭があるというような形で、設計も大変工夫されて、すばらしいなという感じがしている。

質問したいところは、ちょっと今、説明があったかと思う。3階の部分が中庭になっているということは、1階、2階の真ん中の部分はこういうふうな形になっているのかというのを教えていただけたらと思う。

施設給食課長

3階の真ん中が黒くなっているが、こちらの部分が光がとれるようなガラスブロックになっているので、こちらのほうから明かりが1階に向けて落ちていくという形で、2階は吹き抜けになっているが、1階はそのままラウンジという形で、こちらは広い空間

で使っていただけるようになっているが、3階から明かりがとれるような形の構造になっているものである。

以上だ。

内藤委員

中庭というのは、そこに入れるということではなくて、ガラス張りになっている屋根がついているということか。

施設給食課長

中庭になっている中で、その中にブロックがあるということで、3階の斜線の中でも特に濃くなっている部分があるが、こちらの濃くなっている部分にガラスブロックでトップライトといって明かりが落ちる構造になっている。それ以外の黒くなっている中でも薄いほうの部分は中庭で、外に出られる。子供たちが上履きのままで出られる構造になっているので、普通教室から連携教室に近道するときにもここを歩いていける状態である。

内藤委員

わかった。

委員長

ありがとう。すばらしい校舎だ。ほんとうに楽しみだ。ただ、私は、ちょっと練馬区の西側は、児童の数が多くて、中学校ももう教室が満杯状態という悩みを同時に思い起こしてしまう。ほんとうにこちら側はゆったりとしていて、空間の活用ができて、理想の学校だと思うが、課題としては、練馬区の西側の学校をどうしていけばいいかがあるなど今、また改めて思った。

天沼委員

ちょっと図面の見方がわからないんだが、階段が幾つかある。それから、エレベーターはどこにあるのか。

施設給食課長

階段とエレベーターだが、まず、1階平面図を見ていただくと、右の角のところに斜線が見えている。これが階段なので、こことか、あと、左の上のほうとか、左の真ん中あたり、ラウンジの横、そことか、左の下のほうにも階段のマークが斜線で入っている。この部分が階段である。

それとエレベーターだが、右の下のところにエレベーターが。

委員長

階段のそばのところの上のところか。

施設給食課長

放送室。右の下の角のところ、階段の上の部分だが、ちょっと見えなくて申しわけない。放送室の横の部分、四角くバツテンと書いてある。こちらがエレベーターだ。

天沼委員

わかった。車椅子を利用される方もここを利用できるエレベーターであるか。

施設給食課長

はい。エレベーターがあるということで、今まで大変だった楽器の運搬であるとか、あとは、実は4階の左上のところに防災備蓄倉庫があるが、通常だと、防災備蓄倉庫は上のほうでは考えられなかったが、このエレベーターもあるのでということで、通常の1階の外側の大きい備蓄倉庫のほかに、4階にも防災倉庫を置くことができるような形になった。

天沼委員

わかった。ありがとう。

委員長

地域の皆様にとっても安心な学校である。ありがとう。

よろしいか。ほかにないか。

では、報告の8番をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。ご意見、ご質問等あるか。9番からは次回ということでよろしいか。

それでは、もう定刻が迫っている。では、9番からは、次回の委員会でご報告いただきたいと思う。

その他、あるか。

それでは、第17回教育委員会定例会を終了とする。